

令和7年2月28日招集

2月定例総会 議事録

新潟市農業委員会

令和6年度2月 新潟市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和7年2月28日(金) 午後2時30分から午後3時26分

2 開催場所 江南区福祉センター多目的ホール

3 出席委員 (33人)

農業委員

1番 首藤正男	2番 田村良雄	
4番 虎澤栄三	5番 田中さとみ	6番 山岸信一
7番 成田誠一	8番 平野榮治	
10番 佐藤英一	11番 高橋潤一	12番 伊藤隆
13番 塩原信子	14番 野澤栄	15番 平原大悟
16番 本間雄一	17番 大嶋喜芳	18番 渡部藤四夫
19番 江端美春	20番 小林喜一郎	21番 間宮一
22番 草野伸一	23番 増井勝	24番 吉田浩

農地利用最適化推進委員

1番 本田敏明	2番 山岸洋子	3番 鈴木健二
4番 別所正幸	5番 長井範親	
7番 帯瀬和幸	8番 田中隆市	9番 高井利明
10番 原田秀一	11番 堀内多計司	12番 武田要一郎

4 欠席委員 (3名)

5 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議事

議案第66号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について

議案第67号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

議案第68号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について

議案第69号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案第70号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

第4 その他

第5 閉会

6 農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤和弘 事務局次長 坂井靖彦 事務局次長補佐 小沢昌己
北区事務所長 伊藤洋 秋葉区事務所長 靄巻和仁

南区事務所長 佐藤政道 西区事務所長 佐藤清隆
西蒲区事務所長 佐々木徹
管理係長 藤崎由香里 農地係長 早川努 農政振興係長 和田友宏
管理係 武田勇 農地係主査 嶋倉明彦

7 会議の概要

小沢次長補佐 開始時刻	ただいまから、新潟市農業委員会令和6年度2月定例総会を開会いたします。
14:30	3番 若林清廣委員、9番 阿部信行委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。
	出席委員は24名中22名で、新潟市農業委員会会議規則第4条に規定する定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
	それでは、同会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、虎澤会長は議長席へご移動をお願いします。
議 長	【あいさつ】
	これより議事に入ります。日程2の議事録署名委員の指名を行います。新潟市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。
	(異議なし)
議 長	皆さんから異議がありませんので、議事録署名委員は、
	6番 山岸信一委員、7番 成田誠一委員にお願いいたします。
	それでは、日程3の議事に移ります。なお、議事の都合上、
	追加議案第70号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について
	議案第66号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について
	議案第67号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について
	議案第68号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について
	の順番に審議を進めることとし、一括して議題に供させていただきます。
	事務局より説明をお願いします。

農地係長	<p>はい。議長。農地係の早川でございます。</p> <p>それでは、私から着席のままご説明申し上げます。</p> <p>定例総会議案書を3枚おめくりいただき、議案書1ページの地区別審議件数をご覧ください。</p> <p>議案第70号 農地法第3条許可申請に関する意見決定が、北区で5件、中央地区で5件、秋葉区で5件、南区で2件、西区で3件、西蒲区で8件の計28件です。</p> <p>次に議案第66号 農地法第4条許可申請に関する処分決定が、中央地区で1件、南区で1件の計2件です。</p> <p>次に議案第67号 農地法第5条許可申請に関する処分決定が、北区で2件、中央地区で4件、南区で2件、西区で2件、西蒲区で4件の計14件です。</p> <p>次に議案第68号 事業計画変更承認申請に関する処分決定が中央地区で1件です。</p> <p>以上、農地法関連議案件数の合計は45件となり、すべての案件が、区部会に付されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、区部会の調査並びに協議結果について、北区部会の報告をお願いいたします。</p>
北区部会長	<p>北区部会長の本田でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>北区部会の審査案件7件は、去る2月26日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第70号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書2ページ、3ページをご覧ください。</p> <p>「北1号」、「北2号」は農作業効率化のため、交換するものです。</p> <p>「北3号」は規模拡大のため、「北4号」、「北5号」は譲渡人が耕作困難なため、売買により所有権を移転するものです。</p> <p>続きまして、議案第67号 農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>議案書144ページをご覧ください。</p> <p>「北1号」は、売買により、新たに建設する社員寮の露天駐輪場</p>

<p>議 長</p> <p>中央地区部会長</p>	<p>敷地に転用するものです。農地区分は第3種農地です。</p> <p>「北2号」は、現在の農作業所が手狭になったため、売買により農作業所建築敷地に転用するものです。農地区分は第1種農地です。</p> <p>いずれも排水計画が整っており、周辺農地に影響のない計画となっています。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請5件、第5条許可申請2件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>北地区部会の報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。次に中央区部会の報告をお願いします。</p> <p>中央地区部会長の鈴木でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>中央地区部会の審査案件の11件は、去る2月26日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第70号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書4ページ、5ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」、「中2号」、「中3号」は、規模拡大のため、売買により、所有権を移転するものです。</p> <p>「中4号」、「中5号」はお互いに農地の効率的な利用を図るため所有権を交換するものです。</p> <p>続きまして、議案第66号 農地法第4条許可申請についてです。</p> <p>12ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は、近隣企業の要望を受け、貸露天資材置場敷地に転用するものです。農地区分は第3種農地です。</p> <p>排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>続きまして、議案第67号 農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>15ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は、売買により小規模多機能型居宅介護施設等建築敷地に転用するものです。</p>
---------------------------	---

	<p>「中2号」、「中3号」は、使用貸借権を設定し、個人住宅敷地、農家住宅敷地に、「中4号」は、売買により、個人住宅敷地に、いずれも将来設計を考え、転用するものです。</p> <p>「中1号」から「中4号」まで、いずれも、農地区分は第3種農地で、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>続きまして、議案第68号 事業計画変更承認申請についてです。</p> <p>19ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は、道路工事に伴う現場事務所敷地として一時転用許可を得ていましたが、追加工事等により期間を延長するものです。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請5件、第4条許可申請1件、第5条許可申請4件、事業計画変更承認申請1件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>中央地区部会の報告は以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。次に秋葉区部会の報告をお願いします。</p>
秋葉区部会長	<p>秋葉区部会長の長井でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>秋葉区部会は議案記載の5件を、26日に審査いたしました。</p> <p>議案第70号農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。</p> <p>議案書6ページ、7ページをご覧ください。</p> <p>「秋1号」、「秋2号」、「秋4号」は譲渡人の申し出により売買するものです。</p> <p>「秋3号」は経営移譲により使用貸借権を設定するものです。</p> <p>「秋5号」は譲渡人の申し出により贈与するものです。</p> <p>以上5件、いずれも区部会は問題ないと判断いたしました。</p> <p>秋葉区部会の報告は、以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。次に南区部会の報告をお願いします。</p>
南区部会長	<p>南区部会長の帯瀬でございます。</p> <p>それでは、ご報告させていただきます。</p>

南区部会の審査案件は5件で、去る2月26日に審査を行いました。

まず、議案第70号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。

議案書の8ページをご覧ください。

「南1号」と「南2号」は、農地の集積を図りたい譲受人が農地を交換により所有権を取得するものです。

次に、議案第66号 農地法第4条許可申請についてです。

議案書の13ページをご覧ください。

「南1号」は、所有する農地を農家住宅拡張敷地に転用するものです。

転用者は、隣地に居住していますが、老朽化した自宅を建て替えるため申請しました。

申請地の農地区分は、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。

次に、議案第67号 農地法第5条許可申請についてです。

議案書の16ページをご覧ください。

「南1号」は、農地を売買により所有権を移転し、露天資材置場敷地に転用するものです。

転用者は、隣地にてスクラップ業を営んでいますが、事業の拡大に伴い資材置場が必要となり申請しました。

申請地の農地区分は、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。

次の「南2号」は、農地を売買により所有権を移転し、個人住宅建築敷地に転用するものです。

転用者は、現在、アパートに居住していますが、将来を見据え実家の近くに戸建て住宅を建築するため申請しました。

申請地の農地区分は、第3種農地に分類され、許可相当と判断されます。

なお、前述の4条許可申請1件、5条許可申請2件は周辺農地への被害防除措置もとられ、周辺に影響のない計画となっております。

以上、農地法第3条許可申請2件、農地法第4条許可申請1件、農地法第5条許可申請2件について、いずれも問題ないと判断しました。

南区部会の報告は、以上です。

<p>議 長</p> <p>西区部会長</p>	<p>ありがとうございました。次に西区部会の報告をお願いします。</p> <p>西区部会長の高井でございます。</p> <p>2月26日に開催した西区部会での審査報告をいたします。議案書の9ページをご覧ください。</p> <p>議案第70号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、です。</p> <p>「西1号」から「西3号」はいずれも、譲渡人の規模縮小および、譲受人の規模拡大のため、売買により所有権を移転するものです。</p> <p>次に、17ページをご覧ください。</p> <p>議案第67号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、です。</p> <p>「西1号」、「西2号」とともに、賃借権を設定し、公共工事の仮設現場事務所および露天資材置場敷地等に一時転用するものです。</p> <p>「西1号」の農地区分は農振農用地ですが、3年以内の一時転用に該当します。「西2号」は第3種農地です。</p> <p>いずれも、排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請3件、農地法第5条許可申請2件、合計5件は、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>報告は以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>西蒲区部会長</p>	<p>ありがとうございました。次に西蒲区部会の報告をお願いします。</p> <p>西蒲区部会長の堀内でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>西蒲区部会の審査案件の12件は、去る2月26日に審査を行いました。</p> <p>議案第70号 農地法第3条許可申請についてです。</p> <p>議案書10ページ、11ページをご覧ください。</p> <p>「蒲1号」、「蒲2号」及び「蒲6号」から「蒲8号」までは、譲渡人の規模縮小や、譲受人の規模拡大のため、所有権を移転するものです。</p>

	<p>「蒲 3号」、「蒲 4号」は、お互いに農地の効率的な利用を図るため、所有権を交換するものです。</p> <p>「蒲 5号」は、農業者年金の受給のため、後継者に使用貸借権を設定するものです。</p> <p>次に、議案第67号 農地法第5条許可申請についてです。議案書18ページをご覧ください。</p> <p>「蒲 1号」から「蒲 4号」まで、いずれも個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>農地区分は、「蒲 1号」、「蒲 2号」が、第1種農地で、「蒲 3号」、「蒲 4号」が第3種農地です。</p> <p>排水計画も整っており、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請8件、第5条許可申請4件、について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>西蒲区部会の報告は、以上です。</p> <p>議長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明及び区部会の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>議長 皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>議案書2ページ、追加議案第70号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議長 皆さんから異議がありませんので許可相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。</p> <p>次に、議案書12ページ、議案第66号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、審議いたします。許可相当と決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
--	--

<p>議 長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書14ページ、議案第67号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、審議いたします。許可相当と決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書19ページ、議案第68号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p> <p>農政振興係長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、別冊の議案第69号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、</p> <p>別紙の議案第71号 新潟市農用地利用集積計画の取り消しについて、一括して議題に供させていただきます。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>農政振興係の和田です。最初に、議案第69号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、すみませんが座って説明させていただきます。</p> <p>最初に、議案の修正について説明します。本日机上に配布させていただいた、正誤表1をご覧ください。</p> <p>資料別冊の35ページ、中間管理事業、秋171号について、住所が空欄でしたので、正誤表1のとおり修正します。</p> <p>それでは、お手元の資料別冊をご覧ください。</p> <p>なお、今回は議案件数が多い都合上、ページ番号が右上と中央下と</p>

	<p>で一致しておりません。説明は中央下の番号を基に行います。</p> <p>初めに、農業経営基盤強化促進法に基づく案件についてです。資料の表紙をめくっていただいて、1ページ、令和7年2月の利用権促進事業地区別実績表をご覧ください。</p> <p>新規の利用権設定について、北区47件、中央地区7件、秋葉区3件、南区2件、西区9件、西蒲区5件、合計で件数73件、面積418,982㎡です。</p> <p>続いて2ページ、利用権の更新について、北区12件、中央地区2件、秋葉区1件、南区1件、西区6件、合計で件数22件、面積146,643㎡です。</p> <p>詳細につきましては、議案書の4ページ以降となります。</p> <p>新規の利用権設定、利用権の更新については、4ページから28ページのとおりです。</p> <p>続いて、農地中間管理事業関係についてです。議案書33ページ、令和7年2月の利用権促進事業(農地中間管理事業)地区別実績表をご覧ください。</p> <p>新規の利用権設定について、北区254件、中央地区330件、秋葉区240件、南区136件、西区404件、西蒲区316件、合計で件数1,680件、面積9,348,319㎡です。</p> <p>詳細につきましては1枚めくっていただいて、36ページから373ページのとおりです。</p> <p>以上につきまして、申出等を踏まえ、事前調整を行った結果、各案件ともに農業経営基盤強化促進等の一部を改正する法律附則第5条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である市基本構想への適合や、耕作に供すべき農用地の全ての効率的な利用といった要件を満たしているものと考えます。</p> <p>また、いずれの案件についても各区部会において審議済みとなっています。</p> <p>従いまして、本日の定例総会で承認をいただいたのち、374ページのとおり農用地利用集積計画を公告いただくよう、市長に対して依頼します。</p> <p>市の公告については、令和7年3月14日からとなります。</p> <p>引き続き、議案第71号 新潟市農用地利用集積計画の取消しについて、説明します。</p> <p>本日机上に配布した資料、別紙1をご覧ください。</p> <p>取消案件につきましては、令和6年度1月定例総会においてご</p>
--	--

	<p>承認いただきました、議案第61号、所有権移転の売買、蒲10号です。</p> <p>取消理由は、農用地利用集積計画の公告後に、譲受人が急病により今後の耕作が不能となったため、新潟市農用地利用集積計画の取消申請書が提出されたためです。</p> <p>本日の定例総会で承認をいただいたのち、資料裏面のとおりに農用地利用集積計画の取り消しを公告いただくよう、市長に対して依頼します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p>
平原委員	<p>15番、平原です。</p> <p>2月の基盤強化促進事業新規ですが、202ページの「南7新」「南8新」中間管理機構を通した案件で、今回、南区部会が通った案件で賃借料が0円という取引ができました。ご存じの通り、今、中間機構を通すと手数料が0.5、0.5両方で1%を徴収される。</p> <p>0円ということは、実質手数料がかからない状況でこれがまず通るのかどうなのか、もし通った場合、種目が畑ですが、畑0円で通れば今後、田んぼが通る可能性があるのかお聞かせ願いたいことと、実質現場では、中間管理機構に提示する賃借料、たとえば5千とか抑えてあとは相対で個人個人プラスアルファの地代を払う。</p> <p>それは、会計税理士の出す方も貰う方も確定申告だけで何の問題もないということですので、今後、0円で中間管理機構にお金を通さず、お金のやり取りをすれば、中間管理機構に問題なければ、滞納者に徴収することもなくなり、手数料の問題もなくなります。そのことについてご意見をお聞かせ願いたい。</p>
農政振興係長	<p>平原委員のご質問についてお答えします。</p> <p>今回、ご質問がありました「南7・8」に関してですが、確認したところ、耕作者が新規就農により家庭栽培を行う農地を所有の方が無償で貸付けていただけるという内容を聞いております。</p> <p>新規就農の方の経過が軌道にのった暁には賃金の支払いを発生させるという事を踏まえて、今回0円で賃借料の契約をしているという状況になっております。</p> <p>地目畑ですが、0円の場合であっても中間機構事業を使うことに</p>

よって事業によってくる地域集積の取組みですとかそういった関係を含めまして自作地、中心にゼロであっても0円の賃借移転を踏まえた想定ということで使用貸借でなく0円の賃借で契約しているケースがあると認識しております。

ゼロだったら通るか通らないかというお話ですが、今のところ賃料がゼロだからと言う理由で公社の方が取り扱いを深くするといった前例は聞いておりません。現時点では、賃料がゼロだからといって手数料が取れないので何らかの方法で取ろうかといったことが準備されているということも聞いていないところです。

中間管理事業を使うが賃料0円として別途精算するという点についてですが、今回新制度に移行するという点で、中間管理事業に一本化されるにあたりまして中間管理機構と県農林公社で夏頃に意見交換していたのですが、中間管理事業の実施にあたって賃料精算を必ず行わなければいけないという制度ではないと聞いております。

中間管理事業において最大にして唯一のメリットという感じがする賃料精算を進んで行わない、しなくてもいいという事も可能だと捉えているところです。現時点で県の公社が賃料に関して何かをいうことはないかと捉えています。但し、今後のことですので、地域単位で本当に0円にして進めていくという事に関しては検討していくことであれば、一応確認した方がいいのかなと思っています。

農業委員会としまして、賃料の高い、安いと0円とかに関して何かをいう立場でないかと認識しております。

平原委員の話にもありましたが、税上の問題だなという事で、所有者の方、耕作者の方それぞれ賃料が確定申告の対象となってくると考えられます。特に所有者の方に置かれましては、中間管理機構から支払を受ける金額と耕作者の方から直接支払を受ける金額等を合わせて所得税の申告が必要になってくるケースが想定されますので、そういったことに気をつけていただく必要があるのかなと考えています。

手数料の徴収についてですが、以前も県の農林公社が来ていただき、意見交換した際にも確認しているのですが、国の制度によるものではなく、あくまでも新潟県の中間管理機構が独自に設定しているものとなっています。それがネックになり唯一のメリットが考えられる精算にみなさんが躊躇するような状況になっている。

賃料をどうしようかと考えてみたりとか、いろんな工夫で別途精

	<p>算な形で、余計な手間を結果的に増えていたりとか繋がっていることは事実だと思いますので、これについては引続き見直すように検討していただきたいということは今まで伝えてきましたが、今後も伝えていきたいと思っています。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいでしょうか。</p>
<p>平原委員</p>	<p>例えば、農業委員会の農地集約の仕事が義務化されていますが、そういった話合いの中で、今後農業委員として賃金0円と指導していいのかどちらかというと、農家側の立場で考えるならばそのような指導もあり得るのではないかと思うのですが。</p>
<p>議長</p>	<p>あくまでも賃料は、例えば、中間管理機構を0円としても個人で払うわけなので、お互いやりやすい方がいいと思います。</p> <p>中間管理機構を使っていいのは、地主の方にお金を支払いにいたり、払ったりもらったりと手間がかからないということをやしとする生産者もいます。0にして、0.5%手数料払いたくない人もいます。</p> <p>法人等になりますと、地主の方が多くなって、はたしてそれだけの人数の方に、直接支払いとか振込をやるのはいいのかという考えもあります。</p> <p>人・農地では、一番最初のプランの話合いで、全部の農地を集落で全員が出して、自分の物は自分で作るから賃料は0円だと、最初からやっていますので、賃料に対しては最初の説明があったように0にするということもあるということです。</p>
<p>平原委員</p>	<p>もう一点、南区の推進委員さんからのほうから質問があったのですが、農林公社のパフレットで中間機構の売買で800円控除が使えるようになったのですが、金額の応じた手数料が発生する2%と言われていますが、いつから農林公社は不動産になったのかというご指摘をいただきました。</p> <p>譲っても一筆あたり金額いくらと設定するべきではないかのご意見をいただきました。それについてお答えいただきたいと思います。</p>

農政振興係長	<p>今ほどおっしゃった通り、手数料に関しては、所有者から公社が買う時、公社が買い主に売り渡す時、それぞれのパーセンテージ等がかかるということで貸借と違った割合で徴収したという説明となっております。賃料に対して0.5%ずつという考え方がそもそもという中で見直しを求めているところですし、見直しを検討されている状況であります。</p> <p>売買に関しての手数料は率だったりとかが、なんのために通っているのか考え方が実は、貸借、貸し借りと違うというような説明を受けています。貸借に関してこの間一貫して公社は穴埋めをするために使わせてもらっているのです、手数料として取っているだけで使わずに回収して積み立てていますと説明しています。</p> <p>売買に関しては、実際に売る時、買う時で、例えば、登記の印紙代、登記費用に対して実費として充てるという説明をしている。これが、公社が買う時、売る時で内訳考え方が違うという内容になっていて、非常に説明が難しい。皆さんになかなか納得してもらえない内容になっているということです。</p> <p>こちらからは、売買のことに関しても新制度にスタートするにあたって、所有者の方がきちんと理解して納得できるような説明をして、チラシ等にまとめて配布してくださいというお話をしていたのですが、正直確認する前にチラシが作成されて配布されてしまった状況となっております。</p> <p>事業をした、あくまでも県農林公社ということになりますので、利用する皆様に対してきちんと正しく情報を伝えるように引き続き伝えていきたいと考えています。</p>
平原委員	<p>とき手数料という考え方はわかるのですが、譲渡とかなった場合、金額が発生することも考えていかなければいけないと思います。以上です。</p>
議 長	<p>ほかにご質問、ご意見ありませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議 長	<p>他にご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>別冊の議案第69号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、委員関連の事案が含まれておりますので、関係委員は退出をお</p>

<p>議 長</p>	<p>願いいたします。</p> <p>それでは、別冊の議案第69号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p> <p>関係の委員から入室していただいでください。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、別紙の議案第71号 新潟市農用地利用集積計画の取り消しについて、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p> <p>以上で、議事として提案した案件について終了します。</p> <p>その他として、1月に開催された納税振興部会について納税振興部会長から報告があります。</p>
<p>高橋納税振興部会長</p>	<p>農政振興部会報告をいたします。</p> <p>去る1月31日、定例総会終了後に、江南区役所301会議室において、令和6年度第2回農政振興部会を開催いたしましたので報告します。</p> <p>当日の出席委員は9名、そのほか部会外委員4名、事務局9名の出席でした。</p> <p>協議事項は2点、はじめに、令和6年 農地実勢賃借料情報について、事務局から説明がありました。</p> <p>お手元に配布した資料1のとおり、田と畑についてのそれぞれ実勢賃借料を集計し、田については中間管理機構経由の契約に限り、区事務所単位で集計、畑については件数が少ないため、基盤強化法による相対契約及び中間管理機構経由の契約について、全市で集</p>

計をした結果、記載のとおり状況となっております。

内容につきまして、事前に各地区部会で報告・協議済みであり、田についてはこれまでどおり区事務所単位で情報提供を行うとの説明を踏まえ、事務局案について承認しました。

次に、令和7年度農作業賃金等の参考額について、事務局から説明がありました。

各区の調査の結果等を取りまとめた内容が、お手元に配布した資料2のとおり、内容については事前に各地区部会で報告・協議済みとの説明が事務局からありました。

農作業賃金については、新潟県の最低賃金の改定を踏まえ、それを下回らない金額の日給・時給となるように配慮することを確認しました。

作業料金については、令和4年に入って物価高騰などに伴う生産コストの増加の影響もあり増額傾向となっていました。それが令和6年に入って一応の落ち着きが見られた、もしくはこれ以上はなかなか上げづらいという状況になっていると推察され、ほとんどの区で大きな増額は見られませんでした。

また、委員から税込み価格としてほしいという意見が出ましたが、過去に税率変更があった際に税別価格とすることが基本とされたことなどを踏まえ、参考額ということをわかりやすく表記したうえで、引き続き税別とすることを確認し、事務局案について承認しました。

実勢賃借料及び農作業賃金・作業料金に関する情報提供については、各区事務所分を関係機関も含めて窓口で紙面で設置し、加えて、全ての区の内容を市のホームページ上で確認できるようにすること、また、2月中頃に配布される、米の需給調整の営農計画書と併せて、区事務所ごとにチラシを配布するなどして対応する説明が事務局からあり、その内容について承認しました。

続いて、報告事項、令和6年度遊休農地の状況について、事務局から説明がありました。

遊休農地対策については、区事務所ごとに若干の違いはありますが、6月から農地パトロールをしていただき、検討会などを開催しながら8月初旬に適正管理を促す文書を送付し、その後の経過を確認しながら発生防止と解消を図ってまいりました。

お手元に配布した資料3に記載の内容は、利用意向調査を行ったうえで国へ報告する遊休農地の状況となっております。

<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長 終了時間 15:26</p>	<p>一番右下をご覧くださいと、年度当初と比較して筆数・面積ともに減少といった結果となり、全市的に遊休農地の発生は一定程度抑えられていると考えられます。</p> <p>今後、所有者が死亡後に相続が行われず所有者不明農地になったり、相続した方が近隣に居住しておらず不在地主となったり、正式な相続放棄が行われるなどして本当に権利者がいなくなったりと、指導や利用意向調査を行うことができない農地が増えてくることとが予想されますが、農業委員会だけで取り組めることには限度があります。</p> <p>令和7年度からは地域計画が策定され、地域農業の在り方を考え、話し合う新たなきっかけが生まれますので、その際に地域の農地利用のあり方についても話し合ってくださいよう働きかけていくことが必要であることを確認しました。</p> <p>以上で、農政振興部会の報告を終わります。</p> <p>その他として、議員の皆さんから何かありませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>それでは、事務局から何かありませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>ないようですので、以上をもちまして、新潟市農業委員会令和6年度2月定例総会を閉会いたします。</p>
---	--

議事録に相違ないことを認める。

議 長

署名委員

署名委員
